

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録 (13. 2定)			
日 時	平成13年 6月25日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時37分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐野委員長、佐々木(勝)副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木(政)・斉藤(陽)各委員		
説明員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会前に、一言ごあいさつを申し上げます。

第2回定例会で、総務常任委員会の委員の一部メンバーに交代がございまして、過日、行われました常任委員会で、不肖、私が委員長に就任をさせていただきました。

総務常任委員会は初めての経験でございます。何事もなければ2年間いろいろとお世話になると思いますが、一生懸命にその任を果たしていきたいと考えております。

また、佐々木副委員長も再任をされまして、ともども頑張ってまいりたいと思っております。

委員並びに理事者の皆さんには、くれぐれもよろしくご指導のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、新谷委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

新産業都市建設促進法の廃止について、

○（企画）川堰主幹

新産業都市建設促進法の廃止についてご報告申し上げます。

新産業都市建設促進法につきましては、昭和37年の全国総合開発計画で打ち出された拠点開発構想を具現化した法律であり、制定以来、国土の均衡ある発展と国民経済の発展に相応の成果を上げてきました。

新産業都市は、全国で15地区が指定され、本市は、昭和39年に11市7町で構成する道央地区の一員として指定され、この間、道路、公園、港湾、教育、廃棄物の処理施設等の公共事業を実施した場合、国の財政上の特別措置、新産業都市補助金を受けてきたところであります。小樽市における過去5年間の交付実績は、約7億8,500万円であり、年平均約1億5,700万円の交付を受けております。

しかしながら、我が国をめぐる社会経済環境が大きく変化したことにより、制度創設時の意義が薄れたこと、また、地方における産業の振興は、原則として地方公共団体の責任と判断において進むべきものとの考えから、本年4月1日に本法律は廃止となったものであります。

なお、昭和39年の区域の指定申請に当たり、昭和38年、小樽市議会第3回定例会において、新産業都市の区域の指定の申請についての議案を提出し、議決をいただいていることを申し添えます。以上であります。

○委員長

次に、本定例会に付託されました案件について、順次、説明をお願いします。

議案第8号及び第9号。

○（総務）職員課長

それでは、議案第8号小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案及び議案第9号小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案の改正につきましては、国の恩給法等の一部を改正する法律が、平成13年3月31日に公布されまして、公務災害による死亡者の遺族加算の額が3,000円増額となるため、これに準じて改正し、支給額を平成13年4月分から増額するものであります。

また、雇員恩給条例につきましては、職員恩給条例案の一部改正に準じまして、同様の改正をするものであります。以上でございます。

○委員長

議案第10号。

○（財政）市民税課長

議案第10号についてご説明をいたします。

小樽市税条例の一部を改正する条例案の趣旨についてでありますけれども、個人の市民税において、所得割の納税義務者が外国において所得税に相当する税を課税された場合、当該税負担について所得割の額から控除することとしたものであります。

また、地方税法の改正に伴い、所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合の長期譲渡所得及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、それぞれ平成16年度分までその適用期間を延長することとしたほか、所得割の納税義務者が平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に行う商品先物取引に係る所得で一定の要件に該当するものについて、他の所得と分離して4%の税率により課税する特例措置を新たに設けるものであります。

そのほか、地方税法等の改正に伴い、市税条例中の該当条項号を改めるなど、所要の改正を行うものであります。以上です。

○委員長

次に、議案第16号について。

○（社教）社会教育課長

小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

改正の主な理由についてであります。文化財のうち、無形民俗文化財は、特定の個人や団体が伝承していくものと違い、生活に根差した風俗習慣や行事であるので、保持者や保持団体という概念は当たらないため、これらの同意及び認定を必要とするものから除外するものであります。

もう一つは、無形文化財の指定に当たっては、保持者または保持団体の認定をしなければならないので、保持団体を追加するものであります。以上であります。

○委員長

次に、議案第17号及び第18号について。

○（消防）総務課長

議案第17号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第18号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきまして、一括ご説明申し上げます。

議案第17号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成13年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されましたことに伴い、これに準じまして、同条例につきましても、同様に退職報償金の額を改定するとともに、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、平成13年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されましたことに伴い、これに準じまして、同条例につきましても、同様に補償基礎額を改定するとともに、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長

次に、議案第20号。

○（社教）社会体育課長

議案第20号不動産の取得についてご説明申し上げます。

現在、望洋台地区に全道規模の大会が開催可能なサッカー・ラグビー場3面の建設計画を進めているところでご

ございますが、今回、これに係る用地を購入するものでございます。

取得予定地は、小樽市朝里川温泉1丁目143番1をはじめといたしまして、合計15筆、19万9,380平方メートルとなっております。取得価格は4億5,000万円で、取得先は東京都千代田区丸の内2丁目7番3号、三菱地所株式会社となっております。以上であります。

○委員長

次に、議案第25号について。

○北野委員

議案第25号について簡単に説明します。

これまで同条例は3回提案させていただきましたが、民主党のみの賛成で、否決されてきました。

問題は、市民の平和を願う非核三原則を小樽市においても実効あるものにすることです。この点で、市長が、米艦入港に当たって検討するとしている3項目は、実際に核兵器を本港に入港させない確かな保障とはなっていません。

我が党も参加している原水爆禁止小樽協議会が、広島、長崎からのアピールを受けて、核兵器廃絶を願って広島から呼びかけられたこのアピールに対する賛同署名を集めていますが、この賛同署名は、現在10万人をはるかに超えて進められています。また、小樽非核平和条例を求める会の運動もあわせて進められているところです。

市長の態度は、こういう運動を進めている市民やこれに協力している多くの市民の非核・平和の願いに背くもので、我が党として条例を提案し、市民の願いにこたえようとするものです。

各会派の賛成をお願いするものです。以上です。

○委員長

報告第1号について。

○（財政）資産税課長

報告第1号についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、平成13年度分の課税に関係する部分について、小樽市税条例の一部を改正する条例を3月30日に専決処分したものであります。

その主な内容は、固定資産税及び都市計画税において、震災、風水害、火災、その他の災害により滅失、損壊した家屋の敷地で住宅用地の特例措置を受けていた土地について、所有者の変更がなく、家屋等の敷地として利用されていない場合であっても、被災した年度の翌年度、又は翌々年度の固定資産税及び都市計画税について、住宅用地として課税標準の特例措置を講ずることとした地方税法の改正に伴い、その申告手続等について条例に定めたものであります。以上です。

○委員長

これより、質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎青年の雇用問題について

初めに、青年の雇用問題から質問いたします。

この前の予算特別委員会では、残業の問題についてずっとご質問してきましたけれども、残業の予算、これは最初から予算を組んでいないのだということでしたけれども、各課では初めから予算が組まれていて、残業が多くなったら足りないところから回してもらおうとか、そういうやりくりはしていますね。

○（総務）職員課長

私どもは、前年の時間外をベースにしまして、その年に起こり得る、見込まれる事業等を考慮する中で、原課に對しまして配当という形で予算を出してございまして、執行していく中で予期せぬ業務等が出てきたときには、私どもと協議をする中で、必要な部分を追加する形で執行しております。そういう言い方からしますと、時間外については全体の中でやりくりしながら執行しているというのが現状でございます。

○新谷委員

それでは、1人当たりの残業時間数は、9年、10年、11年でどのぐらいですか。

○（総務）職員課長

9年度で言いますと、1人当たりの時間数でございますけれども、年間で120時間でございます。それから、平成10年度につきましては1人当たり116時間、平成11年は1人当たり116時間ということになってございます。

○新谷委員

残業の総時間と金額について、同じく9年、10年、11年でよろしいですか。

○（総務）職員課長

まず、平成9年でございますけれども、時間数で言いますと24万4,722、それから、時間外のコストでございますけれども、平成9年が6億3,850万円、それから、平成10年度でございますけれども、総時間数は23万3,259時間、決算額につきましては6億3,230万円、平成11年でございますけれども、時間数は22万8,768時間、決算額で申しますと6億3,020万円、そういうような状況で推移しております。

○新谷委員

過去3年間を見てもほぼ同じ程度の残業時間と金額ですね。突発的なことで残業になるというふうにおっしゃいましたけれども、これが当然過去には入っているわけですから、総時間数では変わっていないということになると思うのです。そうですね。

○（総務）職員課長

総時間数から申しますと、確かにほぼ同様の形では推移してございます。

ただ、この中では、実は、平成9年から私どもはノー残業デーも取り入れてございまして、それから、インディペンデンスが入ってくる、あるいはまた、有珠山、さらにまたキティーホーク、そういった予期せぬ事態も時間外の中には入っています。

○新谷委員

今、ノー残業デーのことが出たのですけれども、下の受付簿をちょっと見せていただきました。そうしますと、例えば、今年の6月13日水曜日、退庁時間が22時を過ぎている課が、ちょっと言いますけれども、資産税課、情報システム課、財政、保護、国保などなどでした。22時41分というものもありました。これは、水曜日は残業をしない日なのに、なぜこんなふうに多くなっているのですか。

○（総務）職員課長

私どもは、水曜日は定時で退庁するということで話をしてございますけれども、中には、この水曜日のノー残業デーの日にちにもかかわらず、どうしても実施をしなければならない、どうしても処理をしなければならない業務がある、そういったものがある者につきましては、私どもはこのノー残業デーから一応外す形で実施しております。過去の例で言いますと、実は実施をしました平成9年の8月から3年間ほどは、このノー残業デーを行っている毎週水曜日に、各原課から、こういった業務でやっているのかということで、その業務内容も含めて調査をしておったのでございますけれども、実は、平成11年で、こういった意味での考え方も周知をしてきたということで、その後、私どもでは、今のような形で業務の内容等を含めた人数までは把握してございませぬ。ですから、今のところ、私どもでは、原課に問い合わせなければそういった意味での詳細の部分については把握できないということです。

○新谷委員

それでは、ここにいらっしゃる課の方に聞きたいと思いますが、資産税課、情報システム課、財政課は、保護と国保はいらっしゃいませんけれども、実際に水曜日に残業せざるを得ないという状態、実態があるのではないですか。それはいかがですか。

○（財政）資産税課長

水曜日の残業についてでございますけれども、他官庁などへの急ぎの回答文書をつくらなければならない、期限が定められている、どうしても水曜日に残らなければならないというようなことがあった場合には、水曜日の残業ということは十分にあり得るかな、そう思っております。

○（財政）財政課長

同じような答弁になろうかと思いますが、4月、5月、出納閉鎖までいろいろ後志支庁との間での締め切りの書類とかがございますので、どうしても水曜日にやらなければならないということはあろうかと思っております。

○（総務）情報システム課長

情報システム課の仕事の性質上、一時期に大量の処理をすると、納付書、それから台帳等々の打ち出し、そういうことで集中して時間がかかることもございますので、それが水曜日にかかるということも中にはございます。

○新谷委員

どうしても水曜日にやらざるを得ないという状況があるということが今わかりましたけれども、休み時間ですね、条例で決められている休み時間もとらずに5時20分から即残業に入っていると。しかも、深夜勤務で、ほとんどの課では条例無視のやり方をしてきたというふうに見ています。

それで、総務省の通達がおりてからも、この6月13日というのはその通達がおきた後でもこういうふうにされているわけですね。ですから、結局、何というか、期限内に間に合わせなければならないということもあるかもしれないけれども、総体的に人が足りないということにならないのですか。

○（総務）職員課長

休憩時間をとらずに勤務をさせているというお話でございますけれども、私どもは、確かに研修等々いろいろな中で全庁的にちょっと統一がとれてなかったといいますか、そういったこともございまして、この15分間につきましては、4月20日の庶務担当課長会議を通じた中で、健康管理もございまして、そういった中で15分足りない部分については、可能な限りとるようにということで話をしております。それが、結果的に忙しいから、当然忙しいといいますか、業務があるから時間外として残っているわけでございますけれども、休みを15分間とれない中で時間外をやっているというふうには押さえておりません。私どもは、そういった取扱いをしなければいけないということが庁内にきちっと周知できていなかったのかなということで考えておりまして、イコール業務が忙しいということと直接結びつくというふうには今のところ考えておりません。

○新谷委員

だけど、この条例というのは、今すぐ決まったことではなくて、もう何年も前からされていることです。やっぱりそれを無視してやられてきたということは問題だと思うのです。

それと、サービス残業もないというふうに明言されておりましたけれども、実際に聞くところによりますと、タイムスタンプを押さないで仕事をしている人がいるということも聞きますが、実態を知っていらっしゃいますか。

○（総務）職員課長

先ほど申しましたとおり、業務を予想しなくて、通常よりも時間外が予算的にかかる、そういったものにつきましては、原課の方からの業務の内容、あるいはこれからの見通し等々も含めまして、適当といいますか、必要な措置はとっているというふうに思っています。私どもは、実際のところ本当に業務で残って、そういった時間外といいますか、タイムスタンプを打っていないのか、あるいはまた、庁内的な部分で言いますと、福利厚生面でいろ

いろと庁内で練習等をしている人もございますし、それから、この庁内はいろいろな形で外部の団体等も使っていることもございますし、そういったものの中に入っている職員もございますので、業務が、帰る時間がイコール時間外だというふうには考えていない部分もありまして、所属長を通じまして、時間外についてはそういった意味で処理をされているのではないかな、そんなふうに私どもは考えております。

○新谷委員

最初、受付簿に書いている時間が仕事が終わる時間だと思っていましたけれども、そうではないということがわかりました。タイムスタンプを押さないで仕事をしている人がいるということなのですね。実際に、「サービス残業、ご苦労さんです」とおっしゃる上司の方もいるというふうに聞いています。

ですから、今の答弁を聞いていても、実態というのがはっきりわかっていないのではないかなと思うのですね。それで、残業、それからサービス残業の実態をきちっと調べるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○総務部長

本会議以来、時間外勤務についてのご質問があるわけですが、本会議でも答弁申し上げましたとおり、地下の宿直のところで入庁、出庁の時間を書いていただいて整理している簿冊があるわけです。そのスタートのきっかけになりましたのは、やはり、庁内のいわゆる警備上とか安全の関係の問題がちょっと起きたりしましたので、実際に盗難ということもあった関係もありまして、やはり、庁内にいる人たちの確認とか、そういうことをするべきだということが発端になって一応ああいう整理をしているわけでありまして。

たまたま今ご質問がありますとおり、職員のタイムカードにかわるようないわゆる整理というふうにもなっております。そういう中で、委員が今おっしゃるように通達もありましたので、その通達によりまして、やはり、職員の勤務の実態とか、そういうものを把握しておかなければならないということは、我々もやはりそういうふうには思っていますので、そういう中で、今までの方法でいいか、それともどういう方法をとれるか。時間外勤務そのものについてはタイムスタンプで整理、確認するような体制は今までもずっととってはいるのですけれども、当直の記入している簿冊との関連でどういう整理ができるか、ちょっと検討してみたいと思います。

○新谷委員

その簿冊がちょっと問題だと思うのですけれども、あそこ書かれていない部分があるということですね、ですから、実態をきちんと調べることだと思うのですけれども、その点について再度伺います。

○総務部長

この確認の方法につきましては、やはり、所属長がいかに関業務内容だとか仕事の関係だとかそういうものを把握しているとか、それから、本人がやむを得ない事情によってこういう仕事をしたということで事後決済を得るとか、そういういろいろな方法がありますが、やはり所属長の把握が一番大事だと思いますので、そういう面でこれからいろいろな会議の中で徹底しながら、その状況把握にも努めていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

そうお願いしたいと思います。

私は、結局、行革で職員を減らしてきているわけですから、その分、職員にしわ寄せがいつているのではないかなというふうに思うのですね。例えば、これは本庁ではない、病院という特殊なところですが、人数が足りないために妊娠している人でも深夜勤務をやらされているとか、それから、年配の方にもさせているということで、職員を増やしてほしいという要望が出ています。これは職員課長はご存じですね。

○（総務）職員課長

私どもは、毎年、人員の配置に向けましては、各部長とヒアリングを行っておりますけれども、そういった中で、小樽病院といいますか、第2病院も含めてですが、病院の方からは、確かに定数というのは持っておりますので、それから見ますと現在、定数よりも少ない職員しかいないということは承知をしております。けれども、さらに、

それを増やすといったような形で、職員の増といいますか、そういったことでの要求は私どもの方では受けてございません。

○新谷委員

ちょっと実態を聞きましたら、残業は、1人の看護婦さんで1カ月10万円にもなるというふうに聞いているのですね。それで、前の決算資料から見ましたら、平成9年は182.4時間、10年は186.2時間、11年は188.4時間なのです。増えてはいるのですけれども、6時間ぐらいの差はあってもほぼ同じような程度で推移しております。ですから、今、残業とサービス残業の実態を調査するということでお約束していただきましたけれども、総時間数、総金額の中で、新たに、職員の負担を軽減して、その金額の中で新規採用をしていくということは考えられませんか。

○（総務）職員課長

病院の部分で確かに時間外が多いというところは、私どもの方も決算の資料からつかんでございまして、病院の中でもやはり多いのは、緊急に手術が入るとか、検査が入るとか、そういった部門が多い部門でございます。さらにまた、それ以外では、どちらかといいますと、土木であるとか建築であるとか、そういった積算部門というところでやはり時間外が多く推移をしてきております。

しかしながら、これらのものにつきましては、今言いましたとおり、積算の時期、あるいはまた緊急で検査等をしなくてはいけないというのは、ある程度、病院の中では予測がつかない。さらに、また、今言いました建築、土木につきましては、当然、発注時期等の関係もございまして、どうしてもそこに集中する形なのですけれども、それらにつきましては、今現在、積算システムを導入してパソコンで一部処理をできるようにもしています。そういった意味で、平準化といいますか、そういったこともできている段階でございますので、今のよう突発的なものというのは、それに合わせて人員を配置するということは本当に難しい部分がございます。

ですから、時間外を即雇用の中に、これは本会議で市長からご答弁申し上げたとおり、即通年で雇う雇用に果たして結びつくのかというのは、今のところ、そういった时期的な問題、あるいはまた、大量の業務を限られた時間の中で処理をしなくてはいけない、そのような事情から見ますと、時間外を解消して新たな雇用、新しい職員を雇っていくというのは非常に難しい状況にある、そんなふうには思っております。

○新谷委員

そうは言いましても、過去の資料を見ますと、事務のところでも大体同じような時間で推移しているということもあります。やっぱり若い人を採用していくということは、前にも言いましたけれども、市役所の活性化にもつながりますし、それから、何といたっても市の経済効果、これも新たな波及効果が大いにあるわけですから、やっぱり残業の部分で少しセーブして新たな雇用に結びつけるべきだと思います。いかがですか。

○総務部長

確かに、雇用の関係では、年間のいろいろな職員の状況だとか退職の状況だとか、そういうのを勘案しながら雇用の関係に向けて検討はしているのですけれども、今、委員がおっしゃるように、確かに若い職員などは、今、雇用の情勢が厳しい状況ですから、小樽市としてもやはり雇用の関係ではおろそかにはできないと思います。そういう面で年間の計画だとかそういうものをしっかり立てながら、できるだけ新規雇用に向けた方法を考えていけるようにしていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

◎議案第10号について

それから、次に移ります。

議案第10号についてですけれども、商品先物取引を申告分離課税にした意図はどういうことだと思いますか。

○（財政）市民税課長

証券取引所、要するに、今まで総合課税だったものが分離課税になったということについては、個人の投資家の経済活動といいますか、そういうものを税制面から取引しやすくしたといいますか、そういうことで経済の活性化を図るというようなことと認識してございます。

○新谷委員

活性化すればいいということではなくて、この先物取引では、売買する商品の5から10%の委託証拠金で巨額の取引がされて、それに引き込まれて被害が増えているということを十分考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○（財政）市民税課長

商品先物取引に限らず、株式の取引等いろいろな自由経済といいますか、そういう取引がございましたけれども、あくまでも個人の経済行為でございまして、そのことについて私どもがいいとか悪いとかと言える立場ではないというふうに考えてございます。

○新谷委員

けれども、こういう被害が広がっているということはやっぱりよくないことではないですか。私は、悪徳になる商法であれば、もっと高率課税にする必要があるというふうに考えていますけれども、本来、税というのは総合累進課税で進めるべきではないですか。

○（財政）税務長

まず、法の方から申しますと、これは今、市民税課長が申し上げたとおり、やはり、個人が尊重されている部分がありますし、おっしゃるとおり、経済をやっていきますと、俗に言うもうける部分はあるでしょうし、行為によっては損する部分もあると思います。

それで、私どもは、これについて、本当に立場としていいとか悪いとか言えないというぐあいには思っておりますし、商品取引そのものの自体に存在感がないということにはならないというふうに考えております。

○新谷委員

存在感があるとかないとかではなくて、これを分離課税にして低くして活性化を図ると言っているのですけれども、それによって、何というか、さらに被害というか、広がるおそれがあるのではないかと、そこがやっぱり大事なところではないかなと思うのですけれども。

○（財政）税務長

全く私案なのですけれども、例えば、どの辺まで給料があって、商品先物取引で幾らもうけたかというある部分をいろいろチェックしたことがありまして。その部分から申し上げますと、俗にいうけが低い部分では確かに優遇されるところもあります。ただ、もうけが、ある時点になりますと、それ以上は大きなもうけは、いわゆる税に関して言うと、大きな差異がないという部分があるのです。それからいきますと、本当に累進課税がいいのか、分離課税がいいのか、これはまた議論が別になりますけれども、一般に言われている、一般の投資家がそれ以上もうけ得るラインというのはそれほど大きくないということです。

○新谷委員

これについては、もう少し勉強して、また、この次に質問いたします。

◎学校の安全について

それから、教育委員会にお聞きします。

学校の安全管理について伺いますけれども、学校管理の責任者は校長先生ですね。それで、教育委員会主催でない自主的な校長会を開いているということを聞いていますか。勤務時間というか授業時間内に。

○（学教）総務課長

新谷委員のご質問の趣旨でございますが、これは学校の安全にかかわってそういう校長会を開いているかという

ことであればですね。

○新谷委員

いや、そうではなくて、安全管理についてでなくて、それ以外にです。それ以外の部分で、今まで、これまでにです。

○学校教育部長

自主的に校長会を開いているかというご趣旨のご質問だと思いますが、私どもは、校長会に対しては教育委員会の主催でやってございますので、自主的にやっているかどうか、恐らくそういうことはないと思いますけれども、そこまで把握はしてございません。

○新谷委員

これは、現場の先生に聞いて、自主的に授業内、時間内に開いているということは聞いています。

それで、勤務時間内に開かれているということは、安全管理の責任者としてうまくないのではないかなと思うのですけれども、教育委員会主催の校長会も、結局、時間内ですね。もし何か起きた場合、だれが責任をとるのですか。

○（学教）総務課長

校長先生がいない場合の学校の管理責任者といいますと、当然、教頭先生になります。

○新谷委員

教頭先生が責任者ということですが、それでは、住吉中だとか東山中には教頭がいませんね。これはどうするのですか。

○（学教）総務課長

そういう場合は、何か特に問題があれば、校長先生はどこに行くか職員の方に知らせておりますので、そちらの方と連絡をとり合って早急に確認をとるなり、その都度体制をとれるというふうには考えています。

○新谷委員

この問題とはちょっと関連していませんけれども、教頭先生がいないので大変忙しいというふうにも聞いています。それで、先生方に責任を押しつけるような形になってはちょっとまずいのではないかなというふうに思いますけれども、学校で取り組む事項として来訪者の確認は事務の方がするのですか。

○（学教）総務課長

来訪者の確認につきましては、私も今回の事件を受けまして、校長会議の方にも、事務室が当然1階にある学校が多いものですから、そこに事務職員のほかに教職員の方が常時いるわけではございませんので、教職員のだれかがやはり事務室にいるようにして、なるべく学校を訪問される方の用務だとか、そういうことを確認するようにというお願いをしています。

○新谷委員

そのことで先生は足りているのですか。

○（学教）総務課長

教職員ということで、先生に限らず、どなたか手のすいている方が、例えば小学校であればおおむねフリーの先生がおりますし、それから、中学校であれば教科担任制なものでございますから、そういう面で教科を担当していない先生がおります。その合間を見て交代でやっていただければと、このように考えております。

○新谷委員

先生方から聞いた中で、やっぱり、何というか、これは教科以外にやるわけですから、ちょっと負担になっている部分もあるというふうに聞いているのですね。ですから、実態をよく聞いて対応していただきたいと思います。

それから、最後に、日常の安全確認で、地域との連携を図るというふうにありますけれども、どのようにして行

っていくのですか。

○**学校教育部長**

地域との連携の関係でございますけれども、ある学校の例でお話しいたしますと、まずは、学校で取り組んでいる実態を学校だよりに載せまして、同時に、地域の方々にいろいろなことでお願いするということが出てまいりますので、よろしくお願ひしたいと、これはある学校で学校だよりを使った例でございます。その他の学校におきましても、恐らくそういった方法、あるいは、学級会、保護者会を通じてそういったお願いをしているのだろうというふうに思います。

○**新谷委員**

それは、学校の仕事ですか。それは教育委員会の仕事ではないですか。

○**学校教育部長**

学校の管理者は学校としての安全管理に努める必要がございますので、どこのということではなくて、やはり自分のところの安全は、お願いすることがあれば必ずからお願ひしていくという考え方になってもおかしくないのではないかというふうに思っております。

○**新谷委員**

確かにそうなのですけれども、安全管理の通達を見ると、教育委員会などにおいて取り組むべき事項というふうにありますので、ぜひ積極的に地域との連携を図って安全管理に努めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○**委員長**

参考までに、残り時間は8分でございます。

.....
◎**議案第20号について**

○**北野委員**

我が党は、市民や関係者の要望にこたえて、スポーツ施設の新設、拡充することは基本的に賛成です。

しかし、議案第20号について、土地購入のいきさつに疑義があるので質問いたします。

まず、三菱地所が議案の対象となった土地は、何年に幾らで購入していますか。

○**(社教) 社会体育課長**

正直に言いまして、三菱地所で買ったということについては、私どもでは承知してございません。

ただし、昭和48年ごろに三菱地所が買ったということは聞いてございます。当時、私の記憶では、調整区域の山林原野で、恐らく平米 1,500円ほどだったのかな、そういうふうに記憶はしてございます。

○**北野委員**

関係者は、三菱地所が毛無開発にかかわって議案の土地を購入した日時や年月日や購入価格は聞いてはいないのですね。

○**(社教) 社会体育課長**

聞いてはございません。

○**北野委員**

三菱地所が望洋シャンツェの土地を購入しているのですが、小樽市の購入した価格、総額と、1平方メートル当たりは幾らか。

○**(社教) 社会体育課長**

平成8年1月に小樽市が三菱地所から約4億 3,800万円で買ってございます。平米あたりにいたしまして 3,500円となっております。

○北野委員

この望洋シャンツェの対象になった土地を、三菱が入手した価格も押さえていないのですか。

○（社教）社会体育課長

正直に言って、押さえてございません。

○北野委員

それでは、この土地の評価額は3年ごとの固定資産評価替えのたびにどのように変化してきたか。私の質問の趣旨は伝えてありますので、ポイントでよろしいですから、お答えください。

○（財政）資産税課長

評価替えの見直しによる変化についてということでございます。

小樽市の過去の評価替えにおきまして、市街化調整区域の山林原野などの3年ごとの上昇率を昭和48年の評価替え値を100という指数に置きかえますと、昭和63年で約1.5倍と。その後の評価替えでは、ほぼ横ばいということになってございます。

○北野委員

そうしますと、昭和48年を100とすると、現在も150ということよろしいですね。そういうことですね。

それで、議案第20号は、議案に書かれているとおりの面積をその価格で購入すると。これは1平方メートル当たり2,250円ということで計算したのですが、それに間違いはないですか。

○（社教）社会体育課長

平米2,250円というふうには私どもも思っております。

○北野委員

平成8年のシャンツェの土地を購入した価格と比較して、どのような感想をお持ちですか、価格の比較は。

○（社教）社会体育課長

平成8年、望洋シャンツェのときは平米3,500円でございますから、それと比べると約30%ぐらいダウンしているというふうに思います。

○北野委員

そこで、伺いますけれども、若干古くて恐縮ですが、昭和63年6月6日の毛無開発特別委員会で、我が党の琴坂委員が聞いているくだりがあります。いわゆる拓銀が近所の事業者から買っているわけですが、拓銀が差し押さえて競売で1平方メートル51円で処理しようとしていたのですが、これを三菱事務所が1平方メートル当たり1,818円から2,121円で購入すると。そして、その事業者は、高く買ってもらったお金で小樽市に対する当時の滞納金を一掃している、こういうことを指摘しているのです。

その際、当時の学校教育部長は、滞納金を納めてもらったのは聞いたけれども、三菱地所が買ったのは聞いていないと答えているのです。琴坂委員は、改めて、処分に困った土地を三菱が高く買って、そして、それを小樽市が総合運動公園として高く買うということになる心配はないかと聞いていたのですね。これについても、承知していないと言っていて、経過は、我が党の琴坂委員が指摘したとおりの経過で、望洋シャンツェは、すべてではありませんが、大部分は三菱地所からの購入部分でしたね。

だから、私が価格のことを言うのは、今回、課長の話によれば、30%くらい望洋シャンツェの購入価格より安く購入しているというお話ですけども、もともと1平方メートル51円で処分しようとしたものを、安くて1,818円、高ければ2,121円という価格でもって購入するに至った。実際には、小樽市はそれよりも高い価格で買っているというのは、3,500円で買ったわけですから、かなり高い価格で購入していると。

だから、そういう土地ころがしまがいの土地を、どういうわけか、三菱と小樽市が、勘ぐればですよ。小樽市が必ず買い上げるからということで、小樽市の滞納金の処理なども念頭に置いて談合がやられた可能性は、これはな

いわけでないです。疑えば、そういうことだって根拠があるのです。

そういうことで今日に至っているということについて、こういう土地をあくまでも買うということについては、疑問がないのかどうかということを伺います。

○社会教育部長

毛無の関係だとか、それから、その当時の価格のお話がありました。

私どもの今回の関係でございますが、先ほど課長の方からご答弁をさせていただきましたけれども、平成8年にジャンプ台の土地を購入した、このときの価格を一つのよりどころとしてございまして、それに比べて約35%、平米当たり 1,200円ぐらい安い、そういったところの中で庁内的ないろいろな稟議、討議を経まして、一定の契約の方向を見いだして、このたびの議案として提案をさせていただいたという形になった、私どもはこの土地の購入についての考え方としてはこのように思っております。以上でございます。

○北野委員

結局、今、部長の答弁を聞いていれば、シャンツェの土地を買ったときをベースにして、それよりも35%安いからと、そういう交渉をしてこういうふうにしたのだという答弁だけなのですよ。

私が指摘しているのは、それ以前に、小樽市が望洋シャンツェの土地を購入するときに異常に高い価格で購入していると。そういうことがベースになって、今回、幾ら35%安く話がついたからと言ったって、先ほど話した1平方メートル51円ということで当時の拓銀が差し押さえた土地を処分しようとしていた、そういうことから比べれば、これは物すごく高い価格でないですか。

先ほど資産税課長から、山林原野調整区域の固定資産評価替えのことは説明がありましたけれども、それに照らしてもこれは異常に高い価格ですよ。そういうことをベースにして、今回、多少安くなったからなどと言ったって、疑問が消えないのは当然でないですか。この点について、改めて伺います。

○社会教育部長

改めてという再度の質問でございますけれども、私どもは、三菱との話し合いの中では、あくまでも平成8年のそういう売買実績といいますか、そういうところをベースにテーブルについたといいますか、そこから売買の交渉に入ってございまして、その間のいろいろな地価の流動率とか変動率とか、そういったものについても具体的な押さえ方をしてございまして、先ほど財政部の方からありましたように、大きく変動がない、こういった中で、先ほどの繰り返しになりますが、35%、平米当たり 1,200円ぐらい安い、こういった中で、庁内的な合意を経て今回の議案としてのご提案になったわけでございます。繰り返しになりますが、こういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○北野委員

質問に答えていないし、答えられないと思うのです。これは、私がはじめて指摘したのではなくて、当時の北海道新聞の系列の月刊誌のTODAYにもこのことが指摘されているではありませんか。そのとおりに展開しているのですよ。当時、調べたけれども、そういうことはわからないとかなんとか、毛無開発の特別委員会で、理事者は、知らない、存じませんというふうになったけれども、結果としては、そういう疑惑がそのまま進行しているのですよ。

財政部長にお尋ねしますが、こういう異常に高い価格をベースにして今回の土地の契約に至るということについては、何の胸の痛みも感じないのですか。少しでも儉約せい、儉約せいとあれだけ号令をかけていて、こんなひどいやり方がまかり通っているということについては、何の疑問もないのですか。

○財政部長

実は、今回の土地の購入価格ばかりでなく、最近、市が土地を購入する場合においては、当然、評価委員会を開いてやっているわけですが、それには、不動産鑑定士の鑑定を入れて、そういう客観的な数値をもとに評価

委員会の中で決定をしているということですから、今回の場合も、そういう不動産鑑定士を入れて現状の価格を出してもらい、それをもとに購入しているこの2,250円ということですので、私は適正な価格であるというふうに判断しています。

○北野委員

財政部長もそうだし、社会教育部長も、売買実例を根拠にしてと、不動産鑑定士も、直近の売買の近郊のものを参考にして鑑定するのです。それは私も承知していますよ。けれども、その売買された、言ってみれば、事業者から、北海道ワインですね、そこから三菱が買ったときに、拓銀が処分しようとした価格の何倍になりますか、51円で競売で処理しようとしたのを、安くて1,800円ですよ。こんな高い価格で購入するというふうになっているのですから、それがベースになって不動産鑑定士も鑑定して適切だと言っているわけでしょう。だから、根拠がないのですよ。

こういう土地ころがしまがいの異常に高い価格をベースにして売買するということについて何の疑問もないということは、全くおかしいということは指摘しておきます。

観点を変えます。

財務大臣の諮問機関の企業会計審査会というところがありますが、世界で改正となった国際会計の基準に合わせて、会計処理に関する変更を2002年度の決算から導入する方向だと聞いています。これが導入されれば、会計処理はそれぞれ企業ではどう変わりますか。

○（財政）財政課長

国際会計基準が導入されれば各企業の会計処理はどう変わるのかというご質問でございますけれども、国際会計基準は、文字どおり会計基準の国際標準ということなのですが、時価収入を重視して作成されると思います。

これが実施され義務づけられれば、現在取得価格で会計処理されている企業の保有する土地、それが時価評価されて会計処理されると。その結果、含み損益があれば、各決算の期末で開示されるように義務づけられるということになるかと思います。

○北野委員

企業にとっては、相当な損金を計上しなければならないということが義務づけられるのですね。だから、購入した帳簿価格で、高い価格で押さえているのはだめですよということになるわけです。こういう政府の方針に照らしみて、これがもし実行されたとしたら、土地の価格にどういう影響が出るとお考えですか。

○（財政）財政課長

私の方では、土地の価格にどういう影響が出るかというのはなかなか難しいご質問なのですが、今の目的からしまして、義務づけられ実施されますと、当然、企業に抱えられた土地に含み損があれば処理されていく、そういう中で、財務内容が健全化されていくという効果の一つあるのと、投資家が、企業資産の実態というのを外部から把握しやすくなるということがあろうかと思います。

それによって、土地の動向について影響があるというふうには考えますけれども、当然、土地の動向については、そのときの景気や経済の全体の中での価格という動きがあろうかと思いますし、このことだけを取り上げまして土地の動向はどうなのかということの判断は難しいというふうに考えています。

○北野委員

税務長、土地の価格の動向だから、あなたの守備範囲ですから、教えてください。

○（財政）税務長

今、財政課長が答弁申し上げましたとおり、どうしても土地を投機の対象とする時期というのは、委員がご承知のとおり、既に非常にずれてしまって、これからは決してもうけにはならないというのが一般の考えです。これから先の経済の見通しなどがはっきり出てくる、もしくは動向がきちっと出てくるというものがなければ、基礎にな

る土地の価格というものは動きづらい、そういうふうを考えております。

○北野委員

結局、不良債権処理が強まって、金融機関が担保にとっている土地が売りに出されるということは、結局、地価がずっと下がる傾向になるのですよ。

もう一つは、今の大企業、大スーパーのリストラ、合理化で、不採算部門の店舗や何かを縮小するというのが全国的にやられていますから、地方都市や収益性の低い地域の価格がどんどん下がるということになると思うのです。そういうふうになったら、帳簿価格で押さえている大きな不動産会社は困るのですよ。

そこで、今度の契約の相手方である三菱地所ですが、今年3月期の決算で、開発見込みのない保有地の評価を大幅に引き下げて、報道によれば1,032億円の特別損失を計上している。

議案にかかわる土地は、この対象になっているのか、いないのか、お答えください。

○（社教）社会体育課長

三菱地所の方に問い合わせしてみました。ところが、今回の土地は対象となってはございませんという回答でございました。

○北野委員

それは、3月のときにそういうふうに価格を大幅に下げて損金を計上する対象にしなかったということは、小樽市が間違いなく買ってくれるということだったからではないですか。違いますか。

○（社教）社会体育課長

3月の末でございますので、当然、当初予算には土地の購入費は上げてございます。ですから、それが議決されたのは3月末でございますので、そのときに三菱の方でそういった考え方、頭に意識があったのかどうか、それはちょっと私の方ではわかりません。

○北野委員

理事者の話を聞いていれば、小樽市から頼み込んで買ったように思うけれども、三菱地所主導でないですか、これは、初めから、運動公園構想というのは。

ところで、改めて伺いますが、平成11年の2定で教育委員会は総合運動公園構想を断念したのですけれども、そのときの理由をもう一度説明してください。

○社会教育部長

平成11年の2定というお話でございますけれども、総合運動公園は、企画会議を含めましていろんな庁内の会議を、これまで、特に平成10年、11年とこの2カ年で検討をかなり詰めてまいりました。その中で、断念の理由としてはいろいろあるのでございますけれども、総合運動公園というのは、野球場ですとか陸上競技場ですとか、それから室内体育館、それからサッカー・ラグビー場だとか、ジャンプ台もそうでございますが、そういったもろもろの体育施設でございますので、こういった大がかりな規模でのものについては、地盤の問題等もございまして、そういった面、それから、財政的な面等もちろんその1点でも議論がございました。そういった中で、そういった大規模総合運動公園としてのことについては断念した、こういった理由経過がございます。

○北野委員

その当時、こういうふうに言っていたと思うのだけれども、ボーリングした結果、これ以上、運動公園構想を進めることは不適切だという説明でしたでしょう。

ピンク色は、旧運動公園構想の対象区域です。黄色が、今回、4億3,000万円でもって三菱地所から買おうという議案第20号の対象地域です。緑色のところが、ボーリングした結果、うまくないということになった地域ですね。

ところが、今回、ボーリングしていない広大な地域を購入するというふうになっているのだけれども、ボーリングして不適切だと言った土地まで改めて買うのですよ。これは筋が通らないのではないの。地質調査の結果、うま

くないということになってあきらめたと。それから、ジャンプ台の横の併設するところは、ボーリングして不適切になっているのですよ、あなた方の調査で。そこを買っている。それから、ボーリングしていない区域の方も、マリンヒルホテルの横、朝里側ですけれども、そこも買うということなのです。ボーリングは市がやると思うのですが、ボーリングした結果、不適切だったらどうするのか。不適切だと言ってあきらめた土地に、改めてラグビー・サッカー場をつくるということになるのですよ。

そういう疑問はだれが見ても起こるのですけれども、これはどういうふうに説明されますか。

○（社教）社会体育課長

当時ボーリングしたところでございますけれども、今委員が言われたところでございます。それで、当時のボーリング調査の結果といいますのが、いわゆる地盤が余りよろしくないということもございます。それは、いわゆる構造物、建物等をつくるときは不向きですと。そういうことで、不向きだということもございまして、それに、例えば杭を入れてどんどんどん土台をしっかりとしていくためには莫大なお金がかかるだろう、そういうことがございまして、総合運動公園構想は断念をしたということでございます。

それで、サッカー・ラグビー場につきましては、例えば恒久的な観覧席を設けるとか、そういうことは全然考えてございませぬので、いわゆる土台、基礎となる部分については、盛り土か切り土をしながら工事を進めていくこととなりますので、もし新しい土地をボーリング調査して、また結果が同じであっても、サッカー・ラグビー場に関しましては建設できるもの、こういうふうに考えてございます。

○北野委員

そうすると、先ほどの議案第20号の説明と違うのではないのか。全道的な大会や何かをやるというふうに説明しましたね。そのときには、観覧席も何もない盛り土したグラウンドでもってやるということですね。そういうささやかなグラウンドでね。

そういう疑問があるのと、それから、当時の運動公園構想の中で、ボーリングした地点が不適切だというのは、これは、陸上競技場について言えば 100メートルのトラックの部分に当たると。野球場は外野の観覧席ですよ。こういうところですよ。だから、別に何も、当時の運動公園構想をそのまま進めたって建設に何も影響はなかったのではないのか。先ほどの件と比べて、そうしたら、全道大会をやるのはスタンドも何もない、そういう盛り土した芝生席でやるのだということなのですか。

○社会教育部長

いろいろな面でご心配いただいておりますけれども、私どもの整理につきましては、今、具体的にこれから購入しようとする土地については、実施設計とか、それから造成する部分のことについては、これからまたボーリングを、今までのそういったデータを活用するというのが一つございますし、これから、今ご指摘の部分についてボーリングを必要とするところもございます。

それから、構築物の関係で地盤が弱いというところもありまして、このことについては、最近、各地でこういったところがつくられている事例等もございます。こういった中で、サッカー協会、ラグビー協会等も、こういった使い勝手、要するにいいものをつくらなければなりません。使用者に喜ばれるような施設をつくらなければなりません。こういった部分もありまして、実施設計の前に去年の話で詰めてございますけれども、その中で、今、体育課長が言いました、土手といいますか、そういった中で、やはり自然環境を生かす形でのそういった観覧席の配置といいますか、こういったことも有効だなと、そんな話し合いは現にございました。これから、そういう意向をどういった形で実施設計の中に反映していくのか、そのことも両協会の方から提案として出ておりますので、地盤のことのご指摘等も含めまして、与えられた条件の中でよりよいものをつくってまいりたい、そしてまた、使う側に喜ばれるようなそういう施設をぜひともつくっていききたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

共産党、時間が大分過ぎていますので、まとめてくれませんか。

○北野委員

そこで、サッカー・ラグビー場を断念した土地につくるということなのですけれども、今の部長の説明を聞いていたら、11年の2定で断念した理由は根拠がないということになりますから、この点は指摘しておきます。

最後ですが、1989年に長橋なえぼ及び北小樽地域開発構想が発表されて、その中に寅吉沢産業廃棄物処理場跡地も運動公園というふうに位置づけられているわけですね。当時の議員の方にも資料が配られていますし、住民にもそう説明しています。

だから、サッカー場とラグビー場を何もくっつける必要はないと思うのですよ。別々に市内の適地を探せばあると思うのですよ。なぜそういうふうにしなくて、1カ所に、あくまでもあそこの望洋のところに集めようとするのか、どうも疑問が解けないのですよ、いかがですか。

○社会教育部長

先ほどの断念した部分の理由として根拠がないということで、今のこの関係でございすけれども、実は庁内の会議の中で、先ほどご答弁を逸したのですが、望洋のジャンプ台に隣接したところにサッカー・ラグビー場が選択肢として有効だという経過でございすけれども、現在のからまつ公園がございまして、そこにサッカー場、ラグビー場があるわけでございます。ここは、ごみの埋立地を活用してそういったサッカー場、ラグビー場をつくったという経過がございまして、現在、社会体育の方でこれらの維持管理を含めて施設として共有しているのですけれども、なかなか土質、地質が悪いということが一つあります。さらには、整備した当時からは、民地にどんどんどんどん建ってございまして、だんだんあそこで拡充するには限界があるということと、それから、保安林等が迫っておりまして、あそこでの拡充はなかなか難しいというのが一つございました。

そういった中で、小樽の中でまとまった土地と。こういった中で、ジャンプ台ができてございすので、ジャンプ台の駐車場ですとか、あるいはブレーキングトラック等を活用する、あるいは運営ハウスもありますので、そういった既存の施設等の有効活用も図れるであろうと。あるいはまた、財政的な投資効果も、そういう施設の一体利用という形の中でより活用が図れるであろうと。こういった内部の協議がございまして、現在の土地にサッカー場、ラグビー場を併設しよう、そんなような格好に経過としてなったわけでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○北野委員

この問題については、時間がないですからこれ以上質問はできませんけれども、土地購入に至る経過、これについての疑問は解消していない、皆さん方のおっしゃっていることも一貫性がないということだけ指摘して、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

○横田委員

◎庁内の情報化について

庁内の情報化についてお尋ねいたします。

今定例会でも、電子情報をフロッピーで出しさないというような質問がございました。確かに、電子情報は便利なのですが、それをする前に、インフラ側といいますか、庁内のいろいろな施設、設備、あるいは回線が整っていない状態ではなかなか難しい部分があるのかなと。それまでは、いわゆるフロッピーディスクを手で渡すというよ

うな、いかにもデジタルにさからったアナログチックなことで対応しなければならないのかなと思いますが、現在の庁内の情報化、とりわけ庁内LANが中心になると思いますけれども、その辺の進捗状況についてお尋ねいたします。

○（総務）情報システム課長

現在の庁内LANの進捗状況でございますけれども、平成13年度から15年度に向けて情報化計画を進めておりまして、13年度現在で庁内LANということでサーバ2台、それに接続しておりますパソコンが160台ほどということで、現在、庁内のみで運用してございます。

○横田委員

サーバ2台は、何サーバですか。ウェブサーバとかいろいろありますが。

○（総務）情報システム課長

サーバ2台の機能でございますけれども、イントラ用のウェブサーバとメールサーバ、それからファイルサーバ、この三つのサービスを提供してございます。

○横田委員

私ごとで申しわけないのですが、私は小さな写真屋をやっているんですが、本部が札幌にあります。一応、民間ですが、札幌はもちろん情報化が進んでいまして、1人1台のパソコンを運用しています。私が、本部の各社員なり担当者なり社長なりのスケジュールだとか、さまざまな情報、あるいは使用する文書などを、小樽にしながらブラウザを使ったグループウェアというものを使うと、いとも簡単にと言いましょいか、確認できたり使用できたりするのですね。

そして、LANでずっと線を張るのは確かにいろいろ費用もかかると思うのですが、ブラウザを使った、要するに、インターネット、イントラネットを使ったグループウェアの導入などは今後考えていないのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

ウェブサーバによりましてグループウェアの導入に関してのご質問でございますが、グループウェアはいろいろな製品がございますけれども、小樽市の場合、将来的には1人1台の環境というところでは、約800から1,000台ぐらいでのパソコンでのネットワークということを考えてございます。

そのときに使えるグループウェアということになりますと、高度な製品を採用しなければ、そういうときにはなかなか使用ができないのではないかなと。今、初期の導入においてそういうグループウェアを使うということはまだ考えてございまして、まずは、グループウェアの中での一つの機能、先ほど委員がおっしゃったスケジュールの確認、それから施設予約ということで、今、そのグループの一部の機能ということだけで、会議室の予約状況が庁内の中から確認できます。それから、テストでございますけれども、こちらの方は三役をはじめとした秘書課及び総務部の中でございますが、スケジュール予約、スケジュールの確認ということで運用してございます。

○横田委員

800台から1,000台のグループウェアになって、なかなか本格的なものなので一気には行かないのかもしれませんが、最初に言いましたように、ブラウザを使ったグループウェアですと、例えば市長のスケジュールを公開していれば、我々もユーザー権がもらえればそれによって簡単にいろいろなことが確認できるのかなというような気がします。これからの課題でしょうけれども、ひとつ議員の方にも開かれたと言いましょいか、我々も市の情報を共有できるようなあんばいにしていただければいいのかなと思います。

それからもう一つ、企画になるのでしょうか、ホームページを開いておりますが、ドメインがどうもtokaidai云々というやつで固定の小樽市のIPアドレスでないような気がいたします。これは、固定のやつをとって、私でさえも固定のやつをとっております。otarunordというやつですが、管理費は2年で5,000円ぐらいです。非常に安価なのです。jpドメインでも1万何がしかでないかと思いますが、これはどうなのですか。正規

の、何というのにするかわかりませんが、今の `tokaidai` 何とかにぶら下がっているより、はるかに、何というのでしょうか、小樽もこういうアドレスでホームページを立ち上げているのだよというようなことでアピールにもなると思いますが、いかがでしょうか。

○（企画）白澤主幹

今、ホームページアドレスのことについてのご質問でございますけれども、確かに `tokaidai` ということで、札幌を連想させるということで、小樽として違和感があるというのは前からありまして、この7月1日から新しいホームページアドレスに変更するということで今進めてございます。新しいホームページアドレスは、「`city.otaru.hokkaido.jp`」ということで、ホームページアドレスを変更したいというふうに考えてございます。

ただ、まだ、ホームページの管理といいますか、直接、市の方でサーバを管理しているわけではなくて、民間の方に委託してページの部分を契約でお借りしているということでやってございますので、その部分では変更はありませんけれども、アドレスだけを、違和感があるというご意見が多かったので、この7月1日をもって変更するというで今考えてございます。

○横田委員

独自のドメインというか、何といったらいいかな、固定IPアドレス、要するにメールアドレスもそれで全部持てるようになるのですか。

○（企画）白澤主幹

メールアドレスにつきましては、庁内一部の部分だけでアドレスを使っております、先ほど庁内LANの話も出たのですけれども、各課それぞれにアドレスを与えるようなことまではまだ進んでございません。

それで、企画部はもちろんアドレスを持っておりますけれども、そのアドレスは今お話ししたとおり、「`city.otaru.hokkaido.jp`」のアドレスを使ってやっているとございます。

ただ、ホームページのアドレスが `tokaidai` の名称が入っていたので、ちょっと違和感があったことでいろいろ指摘を受けたということが今までの経過でございます。

○（総務）情報システム課長

メールのことをお尋ねでございますけれども、庁内LANの中で、13年度、本年度中に庁内LANをインターネットに接続しまして、一部、企画のみでしたメール環境を本庁全庁に拡大する予定でございます。

○横田委員

そうですね。私も何人かの職員の方々の様子を拝見していますが、個人でやっておりますので、それぞれプロバイダーがばらばらですね。ですから、@以降が今の「`city.otaru.hokkaido`」何がしになると、すぐに市の職員だなというふうにわかりやすいところがあると思いますので、ぜひぜひ、今は13年度中とのことでしたが、鋭意進めてください。

◎中学校へのコンピュータ機器導入について

情報化関連で教育委員会の方にもちょっとお尋ねしますが、中学校の機器の導入、入替えて、リースから今回は買取りということで八千数百万の予算計上がありました。リースより安くなるということらしいので結構なことですが、ただ、7年の起債ということですので、7年間更新できないとまたちょっといろいろ困るのかなという部分もあります。

それで、陳腐化対策といいましょうか、どの程度の性能のものをに入れるのか。今現在で相当性能の高いもの、スペックのいいものを入れておかないと、ここ2年、3年でまた全然使い物にならなくなってしまうたら、勉強に使うわけですから。松枝枝中学を視察させてもらったのは平成10年度でしたか、11年でしたか、2年か3年前に、これが一番新しいというものを見せてもらいましたけれども、もう既にあららというような状態ではございました。

当初、導入に関してはどの程度のといひましょうか、一番いいものを入れるのだというような意気込みでお考えなのでしょうか。

○（学教）施設課長

学校のコンピュータの関係でございますけれども、現在、仕様書を作成中なのですが、考えておりますのは、生徒用には 700メガヘルツ以上、教師用には1ギガ以上ということで、現在、仕様書を作成中でございます。

○横田委員

そうですね。店頭でも、1ギガでも安くなってきましたので、大丈夫だと思います。昨年ですか、デジタル化してこれから早速使おうというときに、水を差すようで悪いのですけれども、ISDNも遅くなってきていまして、テレビの宣伝でどんどんやっていますが、ADSLというやつでISDNの20何倍も速いだとかと言っていますので、本当に子供たちが快適に使えるように、ひとつ今後も、コンピュータ機器に関してはそれなりの対応をお願いいたします。

◎四六協定について

続いて、教育委員会に引続きお尋ねいたしますが、四六協定についてご質問いたします。

私どもの認識では、3月末に四六協定の一部削除が行われたという認識ですが、学校現場に対する周知といひましょうか、この辺の現在の動向についてお伺ひいたします。

○教育長

協定書については、平成13年2月26日に北教組及び高教組に提示をして、一部削除、6項目と覚書2項ですけれども、削除いたしました。そして、3月29日に教育委員会に通知がありました。しかし、いろいろな交渉記録や何かが出回ったということもあって、各校長会その他で、これは一体どっちがどうなのだろうかという疑問が出ましたので、つい1週間ほど前ですが、再度、無効であるということの通知がございました。

○横田委員

今お話が出ていました正規の通知以外の学校課長名の通知が出ているということは承知していましたが、新聞記事で申しわけないのですけれども、帯広などでは、市議会でもどっちなのだろうか、議論がなされたようでございます。

確認しますが、その、後志教育局からおりてきた通知については、学校現場には、その後の方のやつですね、これは流していないという認識でよろしいですか。

○学校教育部長

四六協定のその部分にかかわりましては、6項目の削除を3月に行ったと。それは、今、教育長のご説明のとおりでございます。

それにかかわりまして、通知・通達というのがございまして、それでいくとどっちがどうなのだと、そういう誤解を与えるような内容のものでございました。これにつきましては、局の方から校長会に説明をしてほしいという依頼がございましたので、私どもがお話いたしました。しかしながら、これについては、学校現場からそういった対応について今いろいろ要望が出されてございますので、それについては局の方にお話をしている段階でございます。

○横田委員

先般の道議会でも、文教委員会ですか、こういふことで削除の決定が一部の学校で周知されていないというふうに言われております。何といひましょうか、現場が戸惑うような通知がなぜ流れるのか、私はよく理解できませんけれども、ひとつ、道教委の方に強く申入れをしまして、そういったことがないように、あるいはまた、その削除が徹底されるように、また各学校現場への徹底をお願いしたいと思ひます。

さらに、今回の本会議の質問あるいは予算特別委員会での質問でも出ておりましたが、勤務時間中の組合活動、

これについても、これもまた報道記事で見たのでありますが、道教委の調査によって、123校で、そういった正規のしづとをとらない年休でしづか、これが容認されていると。全道で、小学校については72校、中学校46校、高校が2校、特殊学校が、という細かい数字まで出ております。

これについて、本市から道の教育委員会に報告したと思うのですが、そういうことでよろしいですか。

○教育長

私どもは、調査項目については提出をしておりますけれども、私どもが現在知り得る情報というのは報道関係だけで、勤務時間の問題につきましては、空知、後志で多いという記事で、その後志の中に小樽があるのかどうか、その詳細は確認できておりません。

ただ、勤務時間にかかわるものは全部交渉事項だという項目自体はもう既に破棄されておりますので、その破棄が実効あるものとなるように、道教委へ都市教育長会を通じて要請を出しております。

さらに、一部破棄だけではなくて、全面破棄についてもその道筋を示してほしいという要望を2月6日付けで出しているところでございます。

○横田委員

今の123校のほかにも、この扱いについて精査する必要がある学校というのが三百数校、それから服務の取扱いが不明の学校というのはどういうことなのかよくわかりませんが、これが200校近くもあるということで、今、教育長は、小樽市内の学校があったのかどうかかわらないと言いましたけれども、私が聞く範囲ではあるのかなという気がいたします。

さらに、ちょっと戻りますが、先ほどの四六協定をはじめ、要するに、道教委と教職員組合とがこのレベルで結んでいる協定が、四六協定のほかにも30幾つですか、32ということですか、それから、教育局レベルで結ばれている協定が82だったでしょうか、それから、そのさらに下、今度は各地方教委あるいは学校現場のそれぞれでそういうものが4けた、1,000以上あるというふうに聞いております。

ですから、これは長い間かかって結ばれてきた協定ですから、どれがいい、悪いとはここではもちろん言えませんが、なかなか道民あるいは市民の理解を得ていない、得られない協定もあるのかなと思います。今後、こういった協定について、どういうふうにされていかれるのか。道教委が動かなければなかなかできない部分もあるのでしょうか、それについてお考えをちょっとお話ししてください。

○学校教育部長

この問題につきましては、四六協定につきましては一部破棄ということになります。それ以外の今ご指摘の件につきましては、道教委の段階におきまして、法令の趣旨を損ねるものですとか、あるいは校長の権限を超えるものですとか、そういう観点からいろいろ今検討するというように聞いてございまして、私どもとしては、学校運営に支障が出るような、そういった協定は結ばないのがいいわけでございますので、その精査に期待をしているところでございます。

もう一つ、校長会に対しましては、道教委のそういったお話をしながら、教育委員会としても適切な学校運営に努めるようさらに指導をしてまいりたい、このように考えております。

○横田委員

この四六協定のことが取り上げられてから、新聞報道等々さまざまな、もちろん教職員側の意見も出ております。非常に過酷な勤務だということですね。当然だと思います。それから、修学旅行の後の年休についても、確かに修学旅行中はずっと一緒にいるということで、非常に特殊な勤務であることは私も認識していますし、それはあると思います。

ただ、各報道、あるいはいろいろな論評の最後には、必ずこういった、要するに、そういった特殊なことを盾にするのではなくて、いわゆる教師の側も、普通の我々、道民・市民の目線に立たなければならないのではないのか

というふうに結ばれております。

四六協定の条文を強要しているというか、要するに、すべての先生方ではないと思います。ほんの一握りの方なのかもしれませんね、いわゆる過剰に権利を行使しているといいたいしょうか。ですから、そういったことが市民の理解を得られないものであれば、これはやっぱり直していかなければならないのかなと思いますので、ひとつこれからは道教委への強力な依頼といいたいしょうか、しっかりしてくれというような部分でお願いしていただきたいと思います。教育長、最後に。

○教育長

給特条例につきましては、5項目、覚書2項を含めて7項目の破棄というのが3月の月末にあったわけですが、給特条例については、その破棄した後に、また新たに、互いの信頼関係ということで新たな条項も研究・検討されなければいけないという附帯条件がついておりまして、なかなか厳しい状況がこれから続くだろうと思います。

しかし、今、問題は、勤務条件にかかわることがすべて交渉事項であるという協定を破棄しましたが、それにまつわってたくさんの確認とか覚書があって、そちらの整理の方が先行しなければいけないのではないかな。また、各校長が組合の交渉当事者たり得ることがありますから、それに対するマニュアルといいたいすか、Q & Aを早くつくってほしいという現場からの話もありますので、そういうことを含めて道教委の方に要請し、新しい柔軟な学校運営、学校の充実を図るための作業を早くとられるよう要望してまいりたい、そう考えております。

○横田委員

どうぞよろしくお願いいたします。

◎入札予定価格の事前公表について

最後に、契約管財課に1点だけ伺いたします。

先週といいたいすか、4月から入札の予定価格の事前公表といいたいことがなされていると思いたいす。これは、既に5月の工事関係で実施したのですが、その状況といいたいすか、感触、あるいは入札、落札価格の動きなどで感じることがあれば教えてください。

○（財政）契約管財課長

今のご質問の今年4月から施行しております予定価格の事前公表についてであります。平成11年度、12年度は同じ率ですけれども、97.9%という落札率で推移しております。今年度、平成13年度は、6月14日現在で、全体では97.6%、そのうち入札のみでは97.3%となっておりまして、平成11、12年度に比べますと、全体では0.3ポイント、入札では0.6ポイント下がっております。

4月に施行を始めてからまだ3カ月といいたいすので、顕著な特徴はまだ出ておりませんが、今のところは入札率が下がっておりますので、発注側にとっては経済的なメリットが出ていいたいすというふうに見ております。

○横田委員

落札率が0.3ポイント下がっていると。弊害はといいたいすことが起きているのか。既にやっているところを見ると、いいことが起きて弊害は少ない。それでも若干弊害はあるようだが、本市ではいいたいすか。

○（財政）契約管財課長

現在のところは、特別な弊害といいたいすのは表れておりません。

○横田委員

いいことだす。以上だす。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党。

.....

○斉藤（陽）委員

◎交通記念館について

一般質問にかかわりまして、交通記念館についてお伺いをいたします。

まず、教育長のご答弁をいただいているのですが、大手旅行会社あるいは旅行関連会社、学校、福祉施設等に営業活動を積極的に展開してきたということなのですが、結果的にそれが入館者増には直接つながっていない現況にあるというご答弁なのです。常識的に考えて、そのように数年にわたっていろいろな営業活動が続けるといことは、当然入館者増につながるはずではないかという気がするのですが、なぜ直接そういうふうに入館者が増加しないのかという理由についてお伺いしたいと思います。

○（社教）三好主幹

まず一つは、ここ近來の景気低迷による消費不振があらうかと思います。もう一つは、従来、団体バス等で小中学校が来られていました。近年、小学校まで含めましてグループ研修に変わってきております。それが大体平均五、六人から、多いときには17人ぐらいの単位もあります。それから、旅行代理店に、毎年、社長をはじめ社員が営業活動を行っているわけなのですが、旅行代理店で募集しますツアーは、募集しても集まりが悪いといえますか、こういう傾向も1点では見られます。今まで毎年入館されていた学校等もあるのですが、近年、研修地といえますか、そこら辺の変更もありまして減少ぎみでもあります。その一方、新たに入館されるという学校もあります。

そういう中で、結果としましては、数字のとおり、現状の中では毎年減少傾向にあるということになっております。

○斉藤（陽）委員

確かに、ご努力されているということはわかるのですが、それでは、来館者はどのようなものを求めて、あるいはどのようなことを期待してこの交通記念館に来館するのかという部分の把握はされておりますか。

○（社教）三好主幹

厳密な把握ということは現在されていないと思います。

記念館の施設からいまして、幼児から大人まで満足していただけるような施設づくりということでは、交通記念館は社員一同そういうふうを考えておりますが、今後、この部分については、お客さまのニーズを研究するとともに、他市の類似施設もありますので、ここら辺の情報交換等を行いながら、私どもも記念館と今後のニーズの中身といえますか、そういう部分について検討していきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

具体的に把握の方法といえますか、どのような手段を講じられるのか。例えば、来館者のアンケートを小まめにとるとか、いろいろなそういう把握方法があると思うのですが、具体的にどのような対策を考えておりますか。

○（社教）三好主幹

アンケートというのは実際問題やっております。ただ、私どもは、去年あたりから、例えば鉄道マニアさんが集まっているような鉄道模型のグループなどがありまして、ここら辺と、去年から催事等をお願いして、今年のゴールデンウィークにも2団体をお願いしております。こういう方々とも、その都度、記念館についてのご意見、提言等もお聞きしながら、また、これからもしらっしゃる部分についても、アンケートをとる方法とか、何かその部分については記念館とも話し合っていきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

事業経過その他、いろいろな数字を精査しながら改善を進めていくということも非常に大事なのですが、具体的な作業といえますか、具体的な実践を、細かい改善を積み上げながら一步でもよくしていく、そういう行き方というのが非常に大事だと思うのです。ホームページの開設ということがあったというご答弁があったのですが、これについては、全国、全道、市内からいろいろなアクセスがあったと思うのです。こういったところからニーズを把握するといえますか、どういうことが求められているのかという把握はされておられませんか。

○（社教）三好主幹

ホームページについてですが、4月10日から開設させていただきました。現在、約2,600件ほどアクセスがあります。その中には、交通記念館についてのご意見、提言等もございます。また、予約したいのだけれども、こういうふうにしたらどうなのかという提言箱みたいなそういうお問い合わせもあります。こういう部分で、このホームページを使った中で、これから行われる記念館の、もちろん今、施設の概要等を掲載しておりますが、催事の案内とか、こういうものも載せながら、全国にそういう部分を発信しながら、現在、記念館ではこういうことをやっているのぜひいらしてくださいという形で、今後ホームページを活用していきたいというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

ご答弁の最後の部分で、入館者がみずから触れたり試したり考えたりという感動体験型の企画の検討も進めるということなのですが、ここら辺の具体案といえますか、どうでしょうか。

○（社教）三好主幹

ゴールデンウィークにも、例えば体験という形で、これは線路に機動自転車を置きましてそういうものを体験していただきました。これは、一日、たまたま5月5日を見ますと、1,700人の有料入館者の中、約1,600人ぐらいがご利用されているわけです。1日1人で何回も乗られた方もいますので、こういうようなことだとか、この夏には、会社から伺っているところによりますと、小さい子供さんを中心として、汽車などを入れながら催事を行いたいというふうなことも考えているようです。

それからもう一つは、今、小中学校で体験ということがよく言われております。こういう部分についても、今、記念館の方でどういう部分が体験に合うのか、研究しているというふうに聞いております。

○斉藤（陽）委員

体験ということ言えば、非常に、SLですね、機関士になった気分といいますか、熱い燃えているかまに石炭をくべる体験とか、そういう臨場感のあるようなことも工夫される価値があるのではないかなという気がします。

先ほどちょっと言いかけたのですが、ニーズの把握ということで、一般的な旅行代理店、あるいは学校等の人数把握ということもそうなのですが、いわゆる鉄道マニアというのですか、そういう非常に専門的に鉄道について興味、関心を持っている方、そういう全国的な団体ですとか、あるいは道内のそういう組織ですとか、あるいは小樽市内に何団体かあるとか、そういったところとの横の連携といいますか、そういった部分は把握されておりますか。

○（社教）三好主幹

全般的にははっきりつかまえておりません。ただ、先ほど言いましたように、例えば鉄道マニアでそういう鉄道模型をつくっている団体、これらは、記念館の方で聞いていますのは、今、札幌を中心とした1団体、それから札幌近郊の1団体、それから、ラジコンカーか何か、鉄道とちょっと関係ありませんが、こういう部分では入館者の中で小樽の模型クラブというところがやっております。こういうところと情報交換等を行っているようです。

○斉藤（陽）委員

今後とも、そういったいろいろなニーズをきめ細かく把握しながら、成果を入館増に結びつけるという努力をぜひお願いしたいと思います。

◎第19回参議院選挙について

それでは次に、7月29日に予定されております参議院の選挙についてお伺いをしたいと思います。

これは、潮まつりの日にちと重なっております、まず、投・開票作業の部分で、投票所の設営ですとか、あるいは投票所の運営等について、投票段階での職員配置ですとか、そういった部分は大丈夫なのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

投・開票関係の職員確保についてのご質問でございますけれども、投票につきましては、総数として約530名ほ

どの職員の協力を必要とするというふうに考えてございます。過日、この件につきまして、各職場長を通して職員の皆様に協力依頼をしております、現在、各回答の取りまとめをしている途中でございますけれども、おおむね協力を得られておりまして、職員確保の面について潮まつりの影響はほとんどないものと考えてございます。

また、投票所の確保につきましても、昨年、衆議院選の投票所と変更はございません。また、設営につきましても、各投票所の時間帯等につきましても、使用関係等につきましても影響はないというふうに考えてございます。

○斉藤（陽）委員

それでは、開票事務についてですが、今回、公職選挙法の選挙方法が若干変わったと思うのですが、その部分との関係で非常に複雑な作業が多くなるのではないかと思います、この点についてはいかがですか。

○選挙管理委員会事務局次長

開票作業についてでございますけれども、確かに、比例代表選挙におきまして、今回、法改正がございまして、非拘束名簿式の導入ということで候補者名でも政党名でも投票が可能ということになりましたことから、票の仕分け、あるいは按分に関しましての作業が増大するというために、開票時間の延長が見込まれているところでございます。

開票につきましては、細部につきましては開票スタッフとの詰めはこれからということでございますけれども、即日開票を行うことで決定しておりまして、午後9時開始ということで、選挙区、比例代表選挙の両方とも並行しての開票作業を行う考えでございます。人員の配置比率につきましては、開票関係の従事者約350名ほどを確保していきたいと考えておりますが、選挙区が40%、比例代表で60%の配置を考えてございます。

また、比例代表選挙におきましては、おおむねの作業時間につきましては、分類作業について言いますと、大分類、中分類、小分類の3段階の分類を考えてございます。およそ23時を終了のめどとして、また、審査関係につきましては24時を終了と、そして、疑問につきましては25時を終了ということで、かなり期待目標の数字ではございますけれども、以上、終了見込みにつきましては、およそ午前2時から3時の間になろうかと思込んでございます。

○斉藤（陽）委員

ということは、午前2時、3時という終了時間、それから帰宅されるということになりますと、もう明るくなってしまう感じがなのですが、職員の方の翌日の業務に影響が出るということはございませんか。

○総務部長

今回の参議院選挙は、確かに法令の改正がありまして、内容がちょっと複雑になったわけです。今のところ、各市の状況を見ましても、開票事務を別に分けて翌日に回すとかというところも聞いておりますし、大抵のところは投・開票を一日のうちにやってしまうというところが多くて、小樽もその線で行こうというふうに思っております。

職員につきましては、確かに深夜に及ぶ兼ね合いもあるのですが、その辺は効率的な開票事務を進める中で、できるだけ早く職員が帰宅できるように、そして、一般の開票される職員については、一通りの区分けが終われば、まず役目が終わります。後の処理の関係は、ある程度のチームの責任者なりそういう方々たちが残って後処理をやるというようなことで、いろいろ工夫してやっていきたいと思っておりますので、なるべく影響が出ないようにやっていこうというふうに思っております。

○選挙管理委員会事務局次長

作業時間の件なのですが、これは、報道されておりますけれども、一部の町村を除いて全国的に即日開票をするということで、これは全国でやりますので、小樽だけ翌日開票というわけにもいかないということで、全力を挙げて即日開票でやろうということにしております。今、総務部長からもお話がありましたように、できるだけ早い時間に終わるように私どもも進めていかなければならないということです。ただ、全員が朝の2時、3時まで残るということではなくて、最終に残るのは何十人か、限られた人数でございますので、即日開票に向けてできるだけ万全の体制を整えていきたいということで考えております。

○斉藤（陽）委員

開票事務そのものの公正、あるいは迅速な対応ということも当然望まれるのですが、また、通常の翌日の職員の方の業務にもできる限り支障の出ないようにということで、万全を期していただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

◎第19回参議院選挙について

通告してあります順番を変えて、一つ目は、今、斉藤（陽）委員の方からの第19回の参議院選挙と潮まつりの関係で、聞きたいのは、ダブったということで心配される投票率向上対策が気になるところなのです。

そういう観点で、まず、経過上から言えば、潮まつりがたまたまぶつかったということで、他市においてはお祭りをずらしたとか、そういうこともあるようです。今回は潮まつりの花火大会が最終日ということでぶつかったということで、この参議院選挙にどういう影響があるのか、その点について。

○選挙管理委員会事務局次長

参議院選挙と潮まつりのバッティングによる投票率の影響といいますか、当日、お祭りに参加する、あるいは見物に行かれるといった方につきましては、投票を済ませてからお願いすると。また、不在者投票の要件が昨年の公選法の改正で要件緩和されておりますので、不在者投票制度を利用していただければというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

今から予想されている面と、心配するほどでもないのだと、こういうことかなというふうに思うのですけれども、前回、昨年の衆議院選挙の折に、一定程度、私らも不在者投票をさせてもらったのですが、不在者投票に期待する部分が多いという今のことなのですけれども、現実、昨年の不在者投票の実績というのはどうなのですか。

○選挙管理委員会事務局次長

昨年、12年の衆議院選挙における不在者投票でございますけれども、当市の不在者投票の票数につきましては、7,847名というふうになってございます。

○佐々木（勝）委員

それは結果ですね。結果で、申請し、投票所に来た人ということですね。

これは、そういう押さえなのだけれども、今回はお祭りであって、普通の日曜日ではないということもあって、やっぱり、対策上、不在者投票になれていると言えなれているかもしれないけれども、昨年同様というわけにはいかないのだろうと思います。そういうこと等々も含めてどんな対策を考えているのか。

○選挙管理委員会事務局次長

投票率向上のための啓発活動についてでございますけれども、大きく分けて、一つ目に視聴覚による啓発、二つ目に印刷物による啓発、三つ目に街頭における啓発ということでこの三つが中心となってございます。中身的には、横断幕の掲示でありますとか懸垂幕の掲示、あるいは立て看板の掲示といったものと、あと、有線放送を利用しました街頭放送、それから屋外での文字放送、さらにはFMおたるを利用しましたラジオ放送です。それから、印刷物による啓発につきましては、ポスターの掲出、あるいはチラシの配布、それと町内会への依頼による周知用チラシの全世帯への回覧ということを考えてございます。また、街頭における啓発につきましては、小樽市明るい選挙推進協議会のメンバーの方と道選管、後志支庁との合同での街頭啓発というものを計画してございます。

また、今回につきましては、潮まつりとのバッティングということでございますので、潮まつりの会場の放送を

利用させていただきまして、当日と前日におきまして、会場におられる有権者の方々に選挙参加を呼びかけて周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

やれる範囲は今のような話だと思うのです。バッティングしているという状況から考えれば、想像したよりもどうなのかなということが懸念されます。時間帯をいろいろ研究したという経過もありますから、踊りに参加した人が行くと、また、行く前に投票していく、こういうことがきちっとされればいいと思うのです。

そこで、こういう実態を押さえていますでしょうか。投票に行きたくても行けないと、身体的なことですよ。投票に行きたいのだけれども、行けない、行きたいのだけれども、行けないという実態をどうつかんでおりますか。

○選挙管理委員会事務局次長

身体に障害がある、あるいは戦傷病者の方、それらの方々については、その障害の等級の程度によりまして在宅投票という制度がございまして、条件によってでございますけれども、郵便投票が行えることになってございます。また、入院、入所されている方々につきましては、指定施設におきましては、その施設の中で不在者投票ができるという制度もございますので、それらを活用していただくことにはなります。

けれども、在宅といいますか、ご自身の家、あるいは指定されていない病院の方での入院、こういった方々で寝たきりのお年寄りといいますか、そのような状況になっている方については、ちょっと救える制度の状況には現在になってございませんで、その辺につきましては、今後、制度の中の改正を見守っていくしかないというふうに考えてございます。

これらの点につきましては、全国市区選挙管理委員会連合会の中を通しまして、総務省の方にも要望事項として申し立てているところでございます。

○佐々木（勝）委員

前回の選挙のときの総括といいますか、そのときにも私は言わせてもらったのですけれども、現行制度の問題、限界といいますか、そういうことがあるので、今言われた事態も含めて、現行制度の改善といいますか、これを求めると。こういうことで話をしておいたのですけれども、ぜひその辺を、今回、参議院選挙が控えているわけですから、重ねて、制度の改正、その辺も要望しておきたいと思います。結果はどうなったのかということを、投票の後で実態をきちっとつかんでください。

◎学校の安全管理について

それから、今度は教育委員会の方に伺います。

もう既に代表質問、一般質問でいろいろ出てきましたけれども、今回の大阪の教育大附属小学校で刺されたと、本当こういう事件が起きたということは、いわゆる安全神話が崩れてきたのだらうというふうに私は思います。神戸大震災のときにいわゆる安全神話が壊れたように、学校は、本来あるべきというか、安全な場所というところがこういう結果になっているということを踏まえれば、本当にいろいろな不安があるけれども、社会不安が増大したのだらうというふうに思いますし、安心のできる学校、安心のできる社会づくりというのが今望まれているのだらうというふうに思います。

これは、教育委員会に総括として聞きたいのですけれども、今回、こういう事件が起きた背景につきまして、そういうことを含めてどのように認識していますか。

○学校教育部長

事件の背景ということでございますけれども、いろんな要素があってああいう事件になったと思うわけでございますが、私どもとして、保護者に対する協力依頼、あるいは安心できる学校、そういった観点からお答えを申し上げますと、やはり、学校でとっている安全対策についてまずきちっと保護者の方に周知をする、同時に、保護者あるいは地域と一体となってこの問題に対処していく、そういう運動、行動が大変重要というふうに考えてござい

す。従前からそういったことについては取り組んでおりますけれども、この事件を機に、そういった運動あるいは取組につきましては、改めてその充実に向けて取り組んでいかなければならない、このように思っております。

○佐々木（勝）委員

何か質問がちょっと大き過ぎました。いわゆる起こるべくして起こったということなのか、今までのいわゆる教育活動を含めて、学校という教育活動というのは、社会の中にあるわけですから、当然、学校は安全だということが本来あるべきであったのだけれども、こういう事件が起きたということは、それでは安全対策がよくなかったということで押さえるのですか。

○学校教育部長

佐々木委員のおっしゃっている背景というのが、安全対策上に照らしてどうだったのか、そういうご趣旨のご質問だったのですか。

そういうことであれば、学校として、いろいろな取組を行っておりますけれども、それでは、すべてパーフェクトにそれを防止できるような体制だったのか、あるいは取組だったのか、こういうことになりますと、やはり日常の点検の中で手薄な部分も出てきましようし、それにつきましては、文部省の方から39項目にわたる点検リストが出ておりますので、それをもとに、日常からそういった点検をし、かつ是正するものはしていく、そういう姿勢が大変大事だろうというふうには思っております。

○佐々木（勝）委員

ちょっと質問の観点がかみあわないというか。

こういうふうな事件が起きる背景というのは、安全管理が不十分だったから起きたというふうには、私は、それだけではないのです。そういうことではなくて、学校のいわゆる機能というのかな、こういうこともあるだろうし、社会の中にあるということで、時代の流れの中で学校の位置づけというのが変わってきていると思うのです。

そういう面で、一つのこれからあるべき学校というものがいろいろあるだろうと思うけれども、学校現場を預かっている私どもからすれば、目配り気配りも含めて、やっぱり学校というものは子供たちにとってどうあるべきかということを追求していけば、やっぱり環境整備ももちろん十分されていたかどうかということもあります。そういう議論をしていけば、結局は、安全管理のことになれば、他の都市に見られるような、これから開放する、開かれる学校を目指していくのだけれども、安全管理のことを強調すれば、どうしても閉鎖的な部分になってしまうという部分も、これはもう動きがあるのです。例えば、いわゆる何といいますか、探知機をつけてブザーをつけたら、入ってくる人をチェックするとか、こういうようなことに目が行ってしまうということで、ますます閉鎖的な学校ということになっていくのではないかというふうに私は受け止めたわけです。

だから、今まではそうではなくて、これまでの経過から言えば、やっぱり開かれた学校で、地域に開かれた学校ということを目指してきたのではないかなというふうに私は思うのですよ。それが、ここへ来て、開きっ放しになったからこうなったとか、そういうのではなくて、やっぱり、学校をつくっていく仕組みと仕掛けというものにどこか欠けている点があったのではないかなというふうに私は思うのです。

そういう面で考えていけば、この対策上、市教委がとっている対策はどんな対策を考えているのでしょうか。

○教育長

学校の安全神話が崩れたということなのですが、今までは、例えば新入学児童、小学校1年生に入るときに、まず言われたのは通学路の安全ということで、家庭から学校までの道が安全であれば、児童はもう安全だ、そういうふう考えられておりました。

しかし、今回の場合は、校舎内にまで入って子供を傷つけた。そして、校舎内で先生がその犯人とすれ違ったときに尋ねることもしなかった。学校への単なる訪問者と、そんなふうに感じていたのかもしれない。その点が大きな違いだろうと思います。

そして、対応と言えば、警備員を立てた、防犯ブザー、監視カメラ、機械的な警備というところに力点が移っていったのですけれども、私は、まず、学校というのは、子供にとって心も体も安全なところということを打ち崩したくない、まだ人間に信頼を寄せる、そういう警備上の安全を進める上の観点があるのではないか。そういう意味で、例えば、学校のいわゆる事務室のところに教職員が入って、入ってくるお客さんに、「どなたですか」「どこそこのだれです。何年何組に子供がいます」と言ったら、そこでネームプレートをつけてもらって、その人が歩いていて先生方や子供が見たときに、あの人はあの子のお父さん、お母さんだ、学校に来ているのはお父さん、お母さんだということになれば、そういう不信感も消えるわけですから、そういうふうにもまず対応すべきものではないかと。だから、監視カメラとか警備員の配置、それからまた、突然の侵入者への訓練などというのは一番いけないことだと思うのです。子供を動揺させるだけだと思いますので、まず、人間を信頼した警備状況の点検というのが第一なのではないかというふうに考えています。

○佐々木（勝）委員

それを具体化するために、市教委の対応は、現在、当面とった対応というのはどんなことですか。

○（学教）総務課長

この事件がありました翌月曜日ですが、さっそく、校長会の重立った方に集まってお話をいただきまして、39項目の話とは別に、さらに、調査項目についてそういうふうに取り組めるもの、そういうふうに取り組んでほしいと。それから、今すぐできないものもありまして、学校内で十分論議していただき、予算が組めないものについては市教委の方に要望していただきたいと。そのほかに、今、教育長の方からお話ししましたように、事務室には常に教職員のどなたかがいるようにして、来校者の用務を確認するように、それから、適宜、休み時間などに体育館とかグラウンドとか、そういうところは教職員が巡回体制なり週番体制を組みまして、十分に生徒の安全を確認するような対策はないか。それから、各家庭に学校の取組状況を学校だよりなり学級だより、そういうものでどういふことで取り組んでいくのかということを保護者の方にもお知らせする、地域の方にもお知らせする、そういうことをお願いしております。

それから、警察の方にもパトロールを要請する。これにつきましては、もう一つ、必要なところ以外の施錠すべきところは施錠して、開錠するのは最小限にする。その後、即、私ども教育委員会の職員、私の方で警察署の方に行きまして、具体的に、パトロール、パトカーによる巡視というふうをお願いしまして、即日からやっていただきました。そういうことでやってきております。それ以後、6月18日、2週間後なのですが、さらに各警察署の方をお願いしまして、当該学校を所管する交番の方に協力をしながら、どんな設備状況がいいのか、そういう部分の点検も含めて連携して進めております。そういう状況でございます。

○佐々木（勝）委員

確かに、今は、欠けていたというか、従来からやっていた部分を強化する、こういうことでは受け止めます。

しかし、私は、それがすべてだというふうには思わないのですね。一方においては、開かれた学校づくりのためにどうあらなければならないかという一つの大きな命題があると思うのですよ。それに向けた取組というのを見える形でつくってほしいなというふうに思うのです。

だから、地域の協力と、言葉ではいっぱい出ていますね。それを具体化していくということになると、まずは安全学校管理、強化、これをまず警察にも頼むと。警察がぶらぶら学校の中を歩いたら、さっき教育長が言うように、決してそのことは安心を持てる場所ではないというイメージを持つわけですから、これなど含めて、もう一方にある開かれた学校に対する取組、この点についての考え方なりを。

○学校教育部長

当面は、やはり、学校あるいは児童・生徒の安全対策を優先した考え方で取り組んでいかなければならないだろう、そのように思っております。

それで、学校開放とのかかわりでいきますと、安全対策を強化すればするほど、学校開放上の問題が生じてくる可能性もございます。これにつきましては、教育長が本会議でお答えしましたとおり、私どもの願いといたしましては、両立をさせていきたい、こういうことでございますけれども、先ほどお話ししましたとおり、当面はやはり我慢していただくところは我慢していただく、ただ、そのような協力もやはり場面によっては出てくるのかなというふうに思いますが、基本的なスタンスといたしましては、教育長がお答えしたとおりでございます。

○佐々木（勝）委員

これは、今日解決できる問題ではないですから、機会あるごとに、あるべき開かれた学校、地域に開かれた学校の姿を含めて議論したいというふうに思います。

◎教科書採択について

三つ目に行きます。

いわゆる新しい歴史教科書をつくる会がつくった教科書、中学校の歴史教科書が物議を醸し出し、外交・政治上の問題までいったということの部分についてどう認識していますか。

○（学教）指導室長

新聞報道という意味では、その内容については承知しておりますけれども、現在、教科書の採択にかかわる仕組みにおきましては、決定しているのは、今のところ、学習指導要領の目的、内容に沿ったものが教科用図書として適切であるという判断のもとに、小樽市にも図書がそれぞれ配置されているというふうに考えておりますので、それらの原則に従って適正に進めてまいりたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

いろいろな政治・外交上の問題で起きたということについては、どう認識していますかと聞いているのです。今現在、教科書を採択する、のせるということになっているけれども、いろいろと物議を醸し出した教科書である、それが現在のっている。いろいろな意見があると思いますが、そういう問題があったということで認識していますか。

○（学教）指導室長

報道等でそれぞれの教科書につきまして賛成、反対等の意見があることは承知しておりますけれども、そのこととは別に、私どもは学習指導要領に基づいた趣旨に沿って適正な採択ができるように今努めているところでございます。

○佐々木（勝）委員

それで、今現在、教科書採択の作業に入っているというふうに思います。スケジュールは。

○（学教）指導室佐藤主幹

教科書採択の業務にかかわりましての日程でございますが、6月中旬に、今回お願いをいたしました選定委員の方々にお集まりいただきまして、小学校、中学校それぞれ第1回の選定委員会総会を開催いたしました。第2回の総会につきましては、7月中旬を予定しておりまして、現在、各小委員会ですべての見本本について調査研究を行っていただいているところでございます。

○佐々木（勝）委員

過日だと思うのですが、道教委の方から、教科書採択の資料が作成されて配られてきたというふうに思うのですが、その内容と今後の取扱い。

○（学教）指導室長

資料ということでお答え申し上げますと、教科書の採択参考資料というのが私どもの方に来ております。これは、現在、対象となっております教科書の内容について、道の委員会の方でそれぞれその内容の特徴となることを細かく分析したのとなっております。

○佐々木（勝）委員

それが来て、今は預かり状態で、これをどう扱うのですか。

○（学教）指導室佐藤主幹

先ほどご答弁いたしました各小委員会の中に、それぞれ各教科ごとに分けて小委員長に配布して調査研究の資料に使っていただく、そのような形で考えております。実際にそのようにストックしております。

○佐々木（勝）委員

今回、そういう資料がつくられたのか、従来からもつくられてきたのか。そして、今回つくられてきた内容の特徴というのはわかりますか。

○（学教）指導室佐藤主幹

採択の参考資料につきましては、従来からつくられておりまして、それぞれ小委員会でご活用いただいております。

内容につきましては、それぞれの見本本についての内容、構成、特徴等について、道教委の段階で調査研究を行ったまとめと、そのように理解しております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、市教委が口を挟む余地はない、こういうことですか。

○（学教）指導室佐藤主幹

道教委から送られてまいります採択参考資料につきましては、そのまま各小委員会にお渡しをいたしております。

○（学教）指導室長

ただいまの参考資料につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償に関する法律の中で、北海道で言いますと道教委の段階で調査研究することとなっておりますので、それに基づいて行われることになります。

ですから、市教委としてその内容にかかわることはございません。

○佐々木（勝）委員

質問を変えます。

◎修学援助について

次の分で、修学援助が増え続けるというふうに私は見ているのですが、それについて質問します。

まず、押さえたいのですけれども、この事業内容というか、これをきちっと整理しておきたい。

○（学教）学務課長

修学援助の事業の内容ですが、これは国の修学援助の要綱に基づきまして行っております国の補助事業の一つでございます。具体的には、一定の収入基準に満たない家庭の児童・生徒に対して学用品費あるいは入学準備金、修学旅行費、通学費、体育用具費、具体的にはスキーのお金ですけれども、あと、学校給食費、校外活動費、一部の医療費を支給している事業でございます。

○佐々木（勝）委員

それと国とのかかわりで言えば。

○（学教）学務課長

国の補助要綱等で国の補助対象経費の2分の1が事業の補助対象になっております。

○佐々木（勝）委員

そこで、現実に、小樽の実態といいますか、数字でちょっと欲しいのですけれども、この二、三年といいますか、3年ぐらゐの実績といいますか、それを。

○（学教）学務課長

平成10年度、11年度、12年度の数字で申し上げます。

この修学援助費は、基本的には、準要保護世帯に対する補助ということになっておりますが、一部、生活保護世帯の児童・生徒についても修学旅行費と医療費は対象になっておりますので、それぞれ分けて数字を申し上げます。

まず、平成10年度ですが、小中合わせて児童・生徒に対する生活保護の、要保護というふうに言っておりますけれども、その割合が3.87%、11年度では4.04%、12年度では4.19%という数字になっております。それから、次に準要保護世帯の関係ですが、これは毎月申請も来るものですから、認定の延べ数で割り返した数字ですけれども、平成10年度で 14.08%、平成11年度で 16.19%、平成12年度で 18.44%という数字になっております。ですから、要保護の場合は 0.1%ちょっとの微増ですけれども、準要保護につきましては2%を超える伸び率になっております。

○佐々木（勝）委員

全道比較との関係でちょっと聞かせてもらいます。恐らく、通告していなかったから全道比較というのは難しいのだろうというふうに思うのですけれども、比較できる範囲で結構です。

○（学教）学務課長

この修学援助の収入基準の計算自体は生活保護の基準を用いてやっておりますので、今、私の手元にあるのは道内類似都市ということで、生活保護基準で言いますと、2級地の1という都市の資料が手元にございます。2級地の1というのは、旭川、函館、釧路、小樽、苫小牧、室蘭、帯広、この7市が2級地の1になっているのですが、手持ちでは平成10年度と11年度の8月現在の数字がありますけれども、この7市の中で、要保護、準要保護を合わせてまして一番高い認定率の数字を示しているのが函館市です。

ちなみに、函館市の場合で言いますと、平成10年度が18.7%、平成11年度の8月数字で19.7%です。

それから、一番低いところで申し上げますと、苫小牧市で平成10年度が 9.7、11年度が10.6%ということになっております。

ただ、収入基準のとり方が、これはそれぞれ自治体独自でやっておりますので、一律にはちょっと言えない部分もありますけれども、実態の数字としては今申し上げたとおりです。

○佐々木（勝）委員

今、全道比較の中で今聞きました。

そうすると、小樽の実態というのは、準要保護を含めれば伸び率は結構高いということですね。その背景というか、分析というか、全道分析はまた検討する機会があればお尋ねいたしますけれども、どのように押さえておりますか。

○（学教）学務課長

収入基準に基づいて認定しているものですから、その収入自体を分析するのは教育委員会の守備範囲とはちょっと違うのかなと思うのですが、先ほど申しあげました10年度、11年度、12年度で見ますと、認定をする基準自体も、物価もそれほど上がっていないものですから、それほど大きな変化はございません。10年度から11年度にかけて 0.8%の増、11年度から12年度にかけては 0.3%の増という数字ですから、それほど違いはございません。

ただ、一方で、準要保護に認定される子供さんが2%を超えて増えているということの数字だけ単純に見ますと、それぞれ働いている方の収入が伸びていない、もしくは下がっているということの表れかなというふうに理解しています。

○佐々木（勝）委員

そうすると、小樽市の場合は、その伸び率に合わせて対応しているということで、小樽市の財政上から言えば結構な持ち出しはあるのでしょうか。その実態は。

○（学教）学務課長

先ほど述べましたとおり、この事業自体は国の2分の1補助という事業になっております。国からは2分の1の

補助は来るのですけれども、どういうふうに言ったらいいのでしょうか、頭数が決められてくるわけなのです。例えば、12年度の実態で言いますと、小中学校を合わせまして準要保護の認定者数は2,067名、延べでは2,067名いるのですけれども、国の方から学用品分ということで配分されている児童・生徒数というのは1,199名、約半分なわけなのです。ですから、2分の1の補助は来るのだけれども、1,199名分の2分の1しか来ないものですから、総人数からすると25%程度の補助率に、額ではそういう数字になってしまうわけなのです。

ですから、総支出財源から国の補助金の率で言いますと、10年度は35%ほどあったわけなのですけれども、11年度31%、12年度27%という形になっておりますので、正直に申し上げますと、市財政的には結構苦しいというか、持ち出しが多くなっているというのが実態です。

○佐々木（勝）委員

そういう部分で苦しいけれども、こういう状況ですから、やはり手当ては、常識の範囲と言えはまたこの部分だと思いますから、できるだけ削ることのないように手当てはしていく所存でいるのだらうなというふうに思うのです。その辺の押さえは、伸び率と、いわゆる今後予想される部分との関係でいけば。

○（学教）学務課長

13年度予算につきましても、もちろん現行の基準に基づいて予算措置はしておりますし、また、足りなくなれば、12年度、11年度、10年度もそうであったと思いますけれども、大体9月ないし12月議会で補正をいただきながら進めているところです。

○佐々木（勝）委員

◎体験型宿泊学習と出前講座について

そうしたら、ぼんぼんと聞いていきます。

通告してある関係上、先ほどもちょっと体験型の宿泊研修が交通記念館で出ました。私も、宿泊型体験学習がどの都市でもとられてきていると、この傾向ですね。これは、所管は、この中を追及すると観光課の方になっていく、こういうような話のやりとりになってしまうのですけれども、この宿泊体験学習の宿泊研修、修学旅行をされているのですが、今小樽でつかんでいるメニューですね。こんなメニューを用意されて、宿泊してくれる研修生に対して一定の効果を出している。

例えば、よく新聞に出ているのは、職人の会が出前の形で出向いて行って、そして体験してもらう。今までは来ていたものを、自分たちが出向いて行ってその講座をします。それから、この間、水族館ですか、バックヤード、施設見学をするときに、実際に生の形で体験をさせながら実感として持ってもらおうと。それから、あるところでは一日市場の入門という形をとって、そして、それを、学習と、いわゆるリピーターとして、小樽に来てよかったというそういう実感を持てるような取組というのか、これをある程度やっているというふうに聞くのですけれども、委員会は、社会教育も含めて、今これから予想されるもので、そういう意味でのメニューといいますか、必要なメニュー、こういうものはこれからどんなものが予想されるのか、これらが一つです。

それから、出前講座の関係という点で端的に聞きます。

広報おたるで出前講座を6月15日に予定したということで、6項目80種類になったと。ここに絞ったと言う方がいいのかな、こうなったということの経過と、これは予想以上に申込みがあるのだらうというふうに予想するのですけれども、現時点での申込状況。

それから、三つ目には、先ほど教育委員会ともやりとりしたのですけれども、出前講座ですから、決められた形のを押しつけていく、こういう感じになっていくのではないかなというふうに思うのです。例えば、教育委員会で、あるメニューの中で、よりよい教育を目指して、小中学校教育と子供たちということで、学校完全5日制に伴い新しい学校の姿、小中学校の教育内容と方法はということを講座名にして指導室が対応する、こういうことですね。

その内容からすれば、一番最初のところにも書いてありますけれども、この持った趣旨は、これからいろいろなまちづくりをしていくために、市政についての情報を積極的に提供しながら、市民の皆さんと一体となって互いに知恵を出し合い、心の通った市政をしていきたい、その1年にしたいということです。だから、講座は、一方的に情報を提供することなく、受講された皆さんのご意見や提言をいただく一つの機会と考えている、こういう打ち出しですよ。私は、これは実態として伴ってほしいというふうに思っています。いわゆる先日開かれた学校適配の問題等について、決められたことのままを持って行って、説明し理解を求めるという、こういうような部分がスケジュールとなっていったけれども、やはり、こういう意見交換をする場所といふかな、そういう場所であってほしいと思うし、また、そういうふうに成果を出していきたいというふうに思う場所であると思います。

○（企画）高野主幹

まち育て出前講座の関係なのですけれども、広報で応募されてきたところでございますが、この趣旨につきましては、市民の皆さんに学習の機会を持っていただきたい。いわゆる生涯学習の関係です。それから、市政に関する情報の提供、それから、市民に周知したい情報の提供、こういうことで職員がお伺いして説明をして、そして、市民に市政に対する理解を持っていただくと。それから、せっかく職員が行くわけですから、その場で市政に対する意見だとか提言があれば、そこでお聞きして来る。それが今回のまち育て出前講座の大きな目的でございます。

それで、絞った計画という話なのですけれども、これを実施するに当たりまして、全庁的に各部課から最低一つは出せと、そんな形でお願いはしてきたわけでございますが、時間等の問題もございまして、結果的には6項目80種類にまとまった、そういう経過がございます。特に絞ったということについては考えておりませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

それから、現在の申込状況なのですけれども、6月15日で、広報に周知をいたしましてから現在4件、一応確定しております。あとは、毎日のように4件から5件程度の照会、問い合わせがある、そんなような状況です。特に、皆さんは団体ですから、すぐにということではなくて、これから研修だとかいろいろな形で利用されるのではないかな、そういうふうに思っています。以上です。

○（社教）社会教育課長

宿泊研修の関係ですけれども、ユネスコ協会と商大の留学生との交換会ということでやっております。

○佐々木（勝）委員

最後の企画のことで、いわゆるそういうプログラムと、4件が来ていると、問い合わせも来ているというのですが、これをよく、議会中であっても必要に応じて出る、こういう受け取りでよろしいですね。議会中はだめですよ、こういうことではないのだね。その辺のやりとりはどうですか。

○（企画）高野主幹

これは、あくまでも要請があれば相手方と協議をしてできるだけ、できるだけと言うよりも、日時を原課と調整いたしまして、議会中だとかということとは関係なく、できるだけ相手の要請日時に合わせて意見を聞きたい、そんなようなことを考えております。

○佐々木（勝）委員

大いに期待して、終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後4時28分

○委員長

会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○新谷委員

議案第10号、第20号については反対、第25号については賛成、陳情第60号については継続を主張しますが、採決のとき、意見が分かれていますので、自席にて棄権をします。

継続中の案件、請願第40号、陳情第2号、第30号については、いずれも願意が妥当、採択を主張します。

議案第10号については、商品先物取引で被害者が広がっている社会問題となっているのに、申告分離課税にして税金を安くすることは、さらに悪徳商法が広がるということも考えられます。税は、本来、総合累進課税で進めるべきであり、反対します。

第20号については、土地の購入については重大な疑義があること、また、平成11年の2定で、総合運動公園構想が、ボーリングをした結果、運動公園として土地が不適切だということで断念した経緯があることなど、まだまだ疑問を残した部分がありますので、これも反対いたします。

それから、議案第25号については、小泉政権が集団自衛権を行使すること、ほか、憲法9条改悪の動きもありますので、こういうときこそ、小樽の港を平和な商業港として守るためにも非核港湾条例が必要だと思い、賛成いたします。

それから、陳情第60号については、小樽市エンゼルプランで、子供や子育てに関する意識の啓発ということで、子供の権利の尊重として児童の権利に関する条約について講演会を開催する計画などを立てていますが、まだすっかり周知されていないという部分もありますので、継続を主張します。

残りは、詳しくは本会議で、討論いたします。

○委員長

自民党。

○横田委員

自由民主党を代表して、共産党提案の非核港湾条例は否決、陳情第60号は不採択とすることに賛成の討論をいたします。

非核港湾条例は、今回で4回目の提案となりますが、何度も言いますように、自民党としては、これまで反対していたものと同一文面の本条例案を、これに賛成できるはずもなく、これまでの態度を貫いていかざるを得ません。自民党としての反対理由も、これまで何度も主張しております。我々が賛成することが可能なように文案を研究し、ご提案いただくよう、老婆心ながら申し上げます。

陳情第60号は、全議員、市職員に児童の権利に関する条約の研修会実施を求めるものです。

議員、市職員が、日常、行政各般にわたり研修する必要性はもちろん否定するものではありませんが、特定の事項について研修会を実施することを議会意思として認めることは、今後、事項を変えた同様の陳情すべてを認めなくてはならないことになります。また、本陳情が求めている子どもの権利条約の周知についても、本市のエンゼルプランの中で同条約の普及に努める旨の記載があり、これらを推進することで本陳情の目的は十分達成することが可能であるため、不採択を主張いたします。

詳細については、本会議で述べさせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

民主党・市民連合を代表して、議案第8号から第25号までについては賛成します。それから、報告は賛成。陳情については、第59号は継続、第60号は継続、継続審査中案件の請願第40号については採択、それから、陳情第2号、

第30号については継続といたします。

これらについての討論をします。

先に、陳情第60号の扱いであります。

これは、継続を主張し、万が一、否決された場合は、自席にて棄権という立場をとります。

それから、議案の案件の第25号について、賛成の討論を行います。

何回も出ているということでございますが、議案第25号は、小樽市非核港湾条例を定めることを求めたものであります。

過ぐる1982年に、小樽市は、全道に先駆けて核兵器廃絶・平和都市宣言を採択し、非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器廃絶と軍縮を求めることを宣言しました。小樽は、現在も、港を中心に、国際社会に開かれたまちとして人々の交流を活発に行い、海に親しむ豊かな商業都市が築かれつつあります。もし、小樽港が核兵器が搭載された外国艦船の寄港地として利用されれば、市民生活の安全保障が難しくなるばかりでなく、何よりも核兵器廃絶・平和都市宣言の精神に反することになります。

小樽市は、港湾管理者としての責任において、市民の不安と疑惑に対し、条例という確かな手段でこたえるべきと考えます。小樽に入港を希望する外国船に対し、非核証明の提出を条例に義務づけることで、市民の安全と平和を目に見える形で示すことが今求められていると思います。

核兵器廃絶・平和都市宣言を現実に生かすための一歩として、議案第25号 小樽市非核港湾条例案に賛成します。以上です。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

陳情第60号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、採択と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(起立者なし)

○委員長

起立ありません。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第25号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、請願第40号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第10号、第20号、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。